

【定期報告】産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書 Q&A

1	報告の必要性	3
Q 1	紙、ダンボールの専ら再生物でマニフェストを作成していない場合、報告に含めるのか。	3
Q 2	昨年度の報告を出していなかったが、出したほうがよいか。	3
Q 3	サーマルリサイクルの場合も報告するのか。	3
Q 4	排出事業者だが、二次マニフェスト分も報告するのか。	3
Q 5	記入例に「自社」を運搬受託者の氏名又は名称に記入するとあるが、その場合には本来マニフェストが不要ではないか。	3
Q 6	売却をした場合も報告が必要か。	3
Q 7	年度途中で電子マニフェストにした場合は、報告はどうか。	3
2	記入方法	3
Q 8	廃棄物の種類が、有機性汚泥と無機性汚泥とあるが、どういう意味か。全て有機性ではないのか？	3
Q 9	自社処分しているが、収集運搬は委託している。その場合「処分受託者の許可番号」は記入しなくても良いか。	3
Q 10	収集運搬業者に委託して、自社から自社の場外保管場に運んだ場合の記入方法は？	4
Q 11	廃酸と廃プラをまとめて1つのマニフェストを作成している（ペンキを処分）が、どのコードを使用すればよいか。	4
Q 12	安定型混合廃棄物とはどういったものか。	4
Q 13	廃プラと金属を1枚のマニフェストで交付した（ATMを処分した）が、その場合の廃棄物の種類はどうか。	4
Q 14	マニフェストの報告で紙くずと木くずの混合廃棄物の場合、重さを立法メートルからトンにどのように換算するのか。	4
Q 15	一番右の欄の「処分場所の住所」は、中間処分場の住所を記入するのか、または最終処分場の住所を記入するのか。	4
Q 16	マニフェストに収集運搬業者と処分業者の許可番号の記入がないが、どうしたらよいか。	4
Q 17	法人名が年度途中で変わったが、どのように報告するのか。	4
Q 18	収集運搬業者の名称が年度途中で変更になったが、新しい社名で記入するのか。古い社名か。	5
Q 19	単位はどこまで記入するのか。	5
Q 20	様式中の報告者と事業場の意味は。	5
Q 21	無害化処理認定を有する業者に処理委託した場合、許可番号の記入方法は。	5
3	業種区分	5
Q 22	食品メーカーだが、かつてハウスメーカーもやっていた。建物の保守管理はまだしているので、建物の産廃が排出されるが、食品業者としての報告でもよいか。	5

Q23	塗装業の業種コードは何になるか。	5
Q24	薬局の場合の業種コードは何になるか。	5
Q25	農業関係の開発研究をしている（本社としては農業で、事業所としては研究開発）が、 分類コードは、「A01 農業」か、それとも「L71 学術・研究開発」か。	5
Q26	クリーニング業の業種コードは何になるか。	5
4	電子申請について。	5
Q27	電子申請では、事業場の電話番号の入力が必須項目になっているが、事業場に電話がない。 入力しないと登録できなが、どうしたらよいか。	5
Q28	昨年4月1日から電子マニフェストに加入したが、会社に報告書類を残したいため、報告書 を提出してもよいか。	6
Q29	電子申請のパスワードを忘れてしまった。	6
Q30	電子申請したが、添付した書類にミスがあったので取り消したい。	6
Q31	直接入力による電子申請はなくなったのか。	6
Q32	電子申請の場合の処分場所の所在地は、紙の場合と同様省略できるのか。	6
5	その他。	6
Q33	排出業者だが、マニフェストを記入する際に「数量」を概算で記入し、搬入時に搬入先 で実際の数量を量っている。そのため、収集運搬業者から数量が異なると指摘される。どのよ うに運用すればよいか。	6
Q34	昨年CD-Rで報告したが、今年もそれでよいか。	6
Q35	押印は必要か。	6

1 報告の必要性

Q 1 紙、ダンボールの専ら再生物でマニフェストを作成していない場合、報告に含めるのか。

A 1 マニフェストを交付した分のみ報告なので含めません。

Q 2 昨年度の報告を出していなかったが、出したほうがよいか。

A 2 今年度と同時でもよいので、昨年度分とわかるように付箋などに記入して提出してください。

Q 3 サーマルリサイクルの場合も報告するのか。

A 3 マニフェストを交付していれば報告してください。なお、運搬までは産業廃棄物で、その後に売却した場合は、処分受託者の許可番号欄に「0」を記入し、「処分受託者の氏名又は名称」欄に「売却」と報告してください。

Q 4 排出事業者だが、二次マニフェスト分も報告するのか。

A 4 二次マニフェストは、中間処理業者が報告するものなので、排出事業者は報告する必要がありません。

Q 5 記入例に「自社」を運搬受託者の氏名又は名称に記入するとあるが、その場合には本来マニフェストが不要ではないか。

A 5 自社運搬の場合であっても、産業廃棄物の処分を委託すればマニフェストを交付しなければなりません。マニフェストを交付すれば、報告も必要になります。

Q 6 売却をした場合も報告が必要か。

A 6 産業廃棄物として運搬している場合は、マニフェストを交付しなければなりません。従って、報告は必要になります。このときの記入方法は、処分受託者の許可番号欄に「0」を記入し、処分受託者の氏名又は名称に「売却」と記入してください。

Q 7 年度途中で電子マニフェストにした場合は、報告はどうか。

A 7 紙マニフェスト分のみ報告してください。

2 記入方法

Q 8 廃棄物の種類が、有機性汚泥と無機性汚泥とあるが、どういう意味か。全て有機性ではないのか？

A 8 通常、建設汚泥は無機性汚泥であり、紙や食品等の排水を生物処理している場合は有機性汚泥になります。

Q 9 自社処分しているが、収集運搬は委託している。その場合「処分受託者の許可番号」は記入しなくても良いか。

A 9 自社処分している場合は、許可番号がない場合は記入不要ですが、わかりやすいように「自社処分」と記入してください。なお、自社処分をしている場合であっても、処分業の許可を持って

いる場合は、許可番号を記入してください。

Q10 収集運搬業者に委託して、自社から自社の場外保管場に運んだ場合の記入方法は？

A10 記入方法は、処分受託者の許可番号欄に「0」を記入し、「処分受託者の氏名又は名称」欄に「自社内移動」等わかるように記入してください。

Q11 廃酸と廃プラをまとめて1つのマニフェストを作成している（ペンキを処分）が、どのコードを使用すればよいか。

A11 複合材のコードを使用してください。

Q12 安定型混合廃棄物とはどういったものか。

A12 廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラ・コン・陶、がれき類の5品目のいずれかが混合している廃棄物のことです。

Q13 廃プラと金属を1枚のマニフェストで交付した（ATMを処分した）が、その場合の廃棄物の種類はどうか。

A13 「複合材」にしてください。

Q14 マニフェストの報告で紙くずと木くずの混合廃棄物の場合、重さを立法メートルからトンにどのように換算するのか。

A14 建設混合廃棄物の場合は、換算表にある建設混合廃棄物（管理型建設混合廃棄物）の係数を使用し、建設以外の場合の係数は混合廃棄物（管理型混合廃棄物（内訳入力する必要あり））か複合材の係数を使用してください。ただし、換算表はあくまで参考の係数として掲載しているので、他の方法で正しい数字が算出できるならば、それを使用してください。

Q15 一番右の欄の「処分場所の住所」は、中間処分場の住所を記入するのか、または最終処分場の住所を記入するのか。

A15 産業廃棄物が最初に処分される場所の住所を記入してください。中間処分をする場合は、中間処分場の住所になります。一方、直接最終処分場に搬入する場合は、最終処分場の住所になります。なお、運搬先と処分先の住所が同じ場合は空欄にしてください。

Q16 マニフェストに収集運搬業者と処分業者の許可番号の記入がないが、どうしたらよいか。

A16 契約書により確認してください。

Q17 法人名が年度途中で変わったが、どのように報告するのか。

A17 自社名が変更した場合は、旧社名分も含め新社名でまとめて報告してください。

Q18 収集運搬業者の名称が年度途中で変更になったが、新しい社名で記入するのか。古い社名か。

A18 マニフェストの情報をそのまま転記してください。当時の社名の分は、その社名で提出してください。

Q19 単位はどこまで記入するのか。

A19 各事業者で管理している有効数字で構いませんが、最小値を小数点第3位までとしてください。

Q20 様式中の報告者と事業場の意味は。

A20 報告者とはマニフェストを発行した者、「事業場」とは廃棄物が発生した場所をいいます。

Q21 無害化処理認定を有する業者に処理委託した場合、許可番号の記入方法は。

A21 無害化処理認定番号を記入してください。

3 業種区分

Q22 食品メーカーだが、かつてハウスメーカーもやっていた。建物の保守管理はまだしているので、建物の産廃が排出されるが、食品業者としての報告でもよいか。

A22 業種コードは、年間を通して多い方の業種で記入してください。食品業者が建物の産廃を排出しても問題はありません。

Q23 塗装業の業種コードは何になるか。

A23 建設業の「D07 職別工事業」になります。

Q24 薬局の場合の業種コードは何になるか。

A24 「I60 その他小売業」になります（調剤薬局、医薬品小売業、ドラッグストアも同じ）。

Q25 農業関係の開発研究をしている（本社としては農業で、事業所としては研究開発）が、分類コードは、「A01 農業」か、それとも「L71 学術・研究開発」か。

A25 事業所としてのコードになりますが、広い意味で捉えるのか、事業所のみで考えるのかについては、貴社で最終判断してください。

Q26 クリーニング業の業種コードは何になるか。

A26 「N78 洗濯・理容・美容・浴場業」です。

4 電子申請について

Q27 電子申請では、事業場の電話番号の入力が必須項目になっているが、事業場に電話がない。入力しないと登録できなが、どうしたらよいか。

A27 短期間で他へ移動したり、作業が終了する事業場で電話がない場合、その事業を管轄している支店等の電話を記入してください。支店に電話がない場合は、本社の電話番号を記入してください。

Q28 昨年4月1日から電子マニフェストに加入したが、会社に報告書類を残したいため、報告書を提出してもよいか。

A28 社内的な報告書が必要であれば、別途、報告書を提出していただければ、受付印を押印して返却いたします。ただし、データが二重入力にならないように、電子マニフェストで報告済である旨をはっきりと記入してください。

Q29 電子申請のパスワードを忘れてしまった。

A29 電子申請ヘルプデスク(0120-96-9074)に連絡してください。

Q30 電子申請したが、添付した書類にミスがあったので取り消したい。

A30 まず、電子申請の「申請照会状況」で、申請状況を確認してください。受付処理がされる前の状態であれば、申請者側から取下げができます。(取下げ方法：電子申請の「申請状況照会」ボタンからログインして該当分の「詳細」ボタンを押し、「申請の取下げ」ボタンを押してください。申請先の各健康福祉センターで取下げ処理を行います。)受付処理が終了している場合は、取下げができないので、再度申請してください。

Q31 直接入力による電子申請はなくなったのか。

A31 平成24年度から直接入力による電子申請はなくなりました。

Q32 電子申請の場合の処分場所の所在地は、紙の場合と同様省略できるのか。

A32 同様に省略できます。

5 その他

Q33 排出業者だが、マニフェストを記入する際に「数量」を概算で記入し、搬入時に搬入先で実際の数量を量っている。そのため、収集運搬業者から数量が異なると指摘される。どのように運用すればよいか。

A33 原則実測値で記入しなければなりません。概算で記入している場合は実測後、備考欄にその旨と正しい数字を記入してください。

Q34 昨年CD-Rで報告したが、今年もそれでよいか。

A34 しずおか電子申請システムによる電子申請をお願いします。

Q35 押印は必要か。

A35 不要です。